

各都道府県公害紛争処理主管部局長 殿

公害等調整委員会事務局総務課長
(公印省略)

公害紛争処理法等の一部改正について (通知)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和2年法律第41号。以下「整備法」という。)が6月3日に成立し、6月10日に公布されました。

整備法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の委譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるものです。

また、整備法には、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の一部改正(以下「処理法改正」という。)も含まれており、6月10日から施行されることとなりました。

処理法改正に関連して、公害紛争処理法施行規則(昭和47年総理府令第47号)の一部を改正する省令(令和2年総務省令第59号。以下「改正省令」という。)が6月10日に公布され、同日から施行されることとなりました。

処理法改正及び改正省令の趣旨、内容並びに留意すべき事項は、以下のとおりですので、十分御了知いただきますようお願いします。

記

第一 処理法改正の趣旨

公害紛争処理法では、都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会(以下「公害審査会」という。)を置くことができるとされており、また、公害審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならないと規定されている。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があり、検討を行った結果、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)が決定されたところである。

この方針を踏まえ、公害審査会を置かない都道府県において、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定を可能とするために、公害審査委員候補者について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定める期間ごとに、委嘱することができるように、法改正を行ったものである。

第二 処理法改正の内容

1 公害審査委員候補者

公害審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者を委嘱し、候補者名簿を作成しておかなければならないこと。(整備法第3条関係)

2 施行期日

処理法改正は、公布の日から施行すること。(整備法附則第1条関係)

第三 改正省令の趣旨

省令では、公害審査会の委員及び公害審査委員候補者の名簿(以下「委員等の名簿」という。)に記載しなければならない事項を規定している。

処理法改正が施行されるまでは、公害審査委員候補者の委嘱の年月日だけを記載していたところであるが、今後は、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となることも踏まえ、委嘱期間の満了の日を委員等の名簿の記載事項とするために、改正省令を行うものである。

第四 改正省令の内容

1 委員等の名簿

委員等の名簿には、従来の記載事項（①氏名、②経歴及び弁護士となる資格を有する者
にあっては、その旨、③任命又は委嘱の年月日、④任期満了の日）に加え、新たに「委嘱
期間の満了の日」を記載しなければならないこと。（改正省令本則関係）

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。（改正省令附則第1項関係）

3 経過措置

改正省令の施行の際現に候補者名簿を備えている都道府県においては、改正省令の施行
の日以降に条例で委嘱期間を定めた場合を除き、新たに公害審査委員候補者を委嘱し候補
者名簿を作成するまでは、改正省令の規定にかかわらず、現に備えている候補者名簿でも
よいこと。（改正省令附則第2項関係）

第五 留意すべき事項

1 公害審査会を置いている都道府県においては、従前のおりであること。

2 公害審査会を置かない都道府県においては、次のとおりであること。

(1) 毎年、公害審査委員候補者を委嘱する場合には、条例の制定は不要であり、新たに
公害審査委員候補者を委嘱（再委嘱を含む。）したときは、新しい名簿（委嘱期間の
満了の日等を記載した名簿）を作成しておかなければならないこと（それまでは、現
在の名簿でもよいこと。）。

(2) 1年を超え3年以下の期間ごとに、公害審査委員候補者を委嘱する場合には、条例
の制定が必要であり、条例で期間を定めたときは、新しい名簿（委嘱期間の満了の日
等を記載した名簿）を作成しておかなければならないこと。

本件連絡先

公害等調整委員会事務局総務課

指導連絡係 石田、横山

TEL : 03-3581-9956 (直通)

E-mail : shidou@soumu.go.jp